5　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　昭和61年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた者

⑵　平成７年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成29年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

イ　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成29年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目

ア　試験の区分「行政」

基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び一般論文試験

イ　試験の区分「電気・電子・情報」、「機械」、「土木」、「建築」、「物理」、「化学」、「農学」、「農業農村工学」及び「林学」

基礎能力試験、専門試験（多肢選択式）及び専門試験（記述式）

（専門試験の出題分野は別記１のとおりとする。）

（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験及び専門試験（多肢選択式）の成績を総合して行い、一般論文試験又は専門試験（記述式）は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合する。）

⑵　試験の実施日　平成28年６月12日（日）

⑶　試験地　札幌市、盛岡市、仙台市、秋田市、さいたま市、習志野市、東京都、新潟市、長野市、静岡市、名古屋市、金沢市、京都市、大阪市、神戸市、松江市、岡山市、広島市、山口市、高松市、松山市、福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市及び那覇市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成28年７月６日（水）に、受験番号及び試験地を以下の場所における掲示又は一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

ア　試験の区分「行政」については人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）、当該地域試験を所掌する人事院の地方事務局又は沖縄事務所（それぞれの所在地は10⑴に掲げる。）及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所

イ　その他の試験の区分については人事院事務総局及び第１次試験を実施した試験地を管轄する人事院の地方事務局又は沖縄事務所

なお、合格者には書面で通知する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　平成28年７月19日（火）から８月４日（木）までの間の指定する日

⑶　試験地　別記２のとおりとする。

8　最終合格者発表　平成28年８月22日（月）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分（地域試験の区分を含む。以下同じ。）ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

申し込むことができる試験の区分は一つに限る。なお、受験の申込みの受理後における試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、第１次試験の試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、平成28年４月８日（金）９時から４月20日（水）までとし、４月20日（水）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは平成28年４月８日（金）から４月11日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。）とし、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
盛岡市、仙台市、秋田市	人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３－２－23
さいたま市、習志野市、東京都、新潟市、長野市	人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１－１
静岡市、名古屋市、金沢市	人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
京都市、大阪市、神戸市	人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１－60
松江市、岡山市、広島市、山口市	人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６－30
高松市、松山市	人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１－17―33
福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市	人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２－11－１
那覇市	人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１－15―15

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　点字及び拡大文字による試験等

⑴　試験の区分「行政」について、視覚障害のため活字印刷文による受験ができない者には、点字による試験（パソコンによる音声読み上げを補助として併用できる。）を行う。

点字試験の試験地は、６⑶及び別記２の１にかかわらず、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市とする。

⑵　全ての試験の区分について、視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。